

宇部市バリアフリー化マスタープラン

～誰もが安全・快適に暮らせる共生とにぎわいのあるまちづくり～

策定の目的

バリアフリー化マスタープランでは、公共交通施設等を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を「移動等円滑化促進地区」として設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すことで、広くバリアフリー化についての考え方を共有し、ハード・ソフト両面のバリアフリーのまちづくりを推進することを目的としています。

マスタープランの位置づけ



関係法令等

- 改正バリアフリー法
- ユニバーサルデザイン政策大綱
- 山口県福祉のまちづくり条例
- 宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例

上位・関連計画など

- 第四次宇部市総合計画
- 宇部市都市計画マスタープラン
- 宇部市立地適正化計画
- 宇部市中心市街地活性化基本計画
- 宇部市にぎわいエコまち計画
- 宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ガーデンシティうべ構想
- 宇部市地域公共交通網形成計画
- 第四次宇部市障害者福祉計画
- 第7期宇部市高齢者福祉計画

宇部市バリアフリー化マスタープラン

- 宇部市における**バリアフリー化の方針**設定
- バリアフリー化の促進が必要な地区**（移動等円滑化促進地区）の設定
- 高齢者・障害者等が日常生活で利用する**施設及び経路の指定**
- 届出制度の対象となる区域**の設定
- 移動等円滑化に関する**情報の収集**

市民意見など

- まち歩き点検・ワークショップ
- 協議会
- パブリックコメントの実施 など

基本構想の策定



計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

移動等円滑化促進地区の設定

市役所周辺	本市の都市中枢機能が集積し、市民生活の中心的な機能を担っています。宇部市都市計画マスタープラン及び宇部市立地適正化計画においても「都市機能を有する拠点」、「中心市街地活性化の対象エリア」として位置づけられ、バリアフリー化の取り組みを促進する必要があります。
宇部駅周辺	鉄道と路線バスとの交通結節点であり、JR利用者・路線バスの乗降客数も多く、乗り継ぎの拠点として位置づけられています。宇部駅は西の玄関口として、市民や市外からの来街者も多く、1日3,000人以上の乗降客がある駅として、バリアフリー化の工事が行われており、今後、周辺地区のバリアフリー化の取り組みを促進する必要があります。

基本的な考え方

<基本理念>

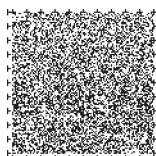
「誰もが安全・快適に暮らせる共生とにぎわいのあるまちづくり」

<基本目標>

- ①誰もが安全・快適に移動できる暮らしやすいまちの実現
- ②誰もがバリアフリー化に取り組む共生のまちの実現

<基本方針>

- 基本方針1** 建物や公共交通施設等のバリアフリー化の推進
- 基本方針2** 段階的、持続的なバリアフリー化の推進
- 基本方針3** 市民一人ひとりがお互いを理解し支え合う、心のバリアフリーの推進
- 基本方針4** 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の取り組み
- 基本方針5** 情報のバリアフリー化の推進



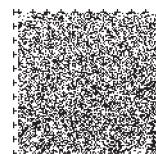
移動等円滑化促進地区における取り組み

①市役所周辺

	取 り 組 み	主な実施主体
1	市の玄関口である宇部新川駅において交通結節点としての機能充実を図り、市内外からの公共交通によるアクセスの利便性を向上	公共交通事業者
2	宇部新川駅の駅舎や駅前広場など一体的なバリアフリー化について検討	公共交通事業者 (道路管理者)
3	ユニバーサルデザインに対応した新しい市役所庁舎の建設	宇部市
4	宇部市バリアフリー化改修助成制度の助成率を引き上げ、民間施設のバリアフリー化を促進	
5	都市公園のトイレを多目的トイレに改修する、また点字や多言語等での案内表示の設置	施設管理者
6	公園や道路など歩行者空間の質的向上を図り、歩いて暮らせる居住空間を整備	施設管理者 (道路管理者)
7	老朽化した視覚障害者用誘導ブロック等の改修や歩道の補修等により路面上の段差や勾配を優先的に改善	道路管理者

②宇部駅周辺

	取 り 組 み	主な実施主体
1	西の交通拠点として、宇部駅の交通結節機能を充実	公共交通事業者
2	JR宇部駅のバリアフリー化を図るため、エレベーター付き跨線橋等の整備	
3	駐輪場の増設とともに、利用者のニーズに応じた駅前広場の一体的な整備	公共交通事業者 宇部市
4	西の玄関口である宇部駅周辺において緑と花と彫刻のまちの印象を与える空間づくりの創出	宇部市
5	宇部市バリアフリー化改修助成制度の助成率を引き上げ、民間施設のバリアフリー化を促進	
6	段差や傾斜の解消など歩道の維持管理の実施 歩道の補修等により路面上の段差や勾配を優先的に改善	道路管理者



届出制度

旅客施設と道路の境目等を改修する際、30日前までに市への届出が必要です。

<届出制度の対象>

位置	旅客施設	道路	届出の範囲
地区1 市役所周辺	宇部新川駅	市道 宇部新川恩田線 市道 松島町2号線	駅前広場（ロータリー）との連続性確保
	琴芝駅	市道 琴芝町線 市道 琴芝通り南京納川津線	鉄道駅施設との連続性確保
地区2 宇部駅周辺	宇部駅	市道 宇部駅洗川線	駅前広場（ロータリー）との連続性確保

移動等円滑化に関する情報の収集

各施設におけるバリアフリー設備の有無及び設置個所等は、高齢者、障害者等が施設を利用する際に必要な情報となります。

バリアフリー設備の有無や設置個所等、市への情報提供をお願いします。

- ・公共交通事業者等及び道路管理者 … 義務
- ・路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等 … 努力義務

心のバリアフリーの取り組み

市民による心のバリアフリーの取り組み

市民一人ひとりが高齢者や障害者、外国人等の立場に立った心のバリアフリーに向けて、意識を醸成していくため、「自分ができること」を考え、行動できるような取り組みを推進します。

事業者による心のバリアフリーの取り組み

事業者による高齢者、障害者、外国人等への配慮など、社員・職員教育をはじめ、利用者の立場に立った心のバリアフリーに向けた意識を醸成するための取り組みを推進します。

行政による心のバリアフリーの取り組み

市民一人ひとりがバリアフリーへの理解を深め、お互いが相手を理解し、尊重することができる「心のバリアフリー」を推進します。

